

問い合わせ先	健康福祉局地域福祉課
--------	------------

災害弔慰金、災害見舞金

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金（国の制度）

災害弔慰金	災害による死亡者（災害関連死と認められた死亡者を含む）の遺族 [配偶者・子・父母・孫・祖父母] [死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当事その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）]	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
災害障害見舞金	災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方（災害関連の障害と認められた方を含む）	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円
受 付	各区厚生部生活課（り災した区以外の区役所でも受け付けます。）		

2 広島市災害見舞金（市の制度）

災害見舞金	1ヶ月以上の治療を要する方	10万円
	住家の全壊・全焼・流世帯	30万円
	住家の大規模半壊世帯	20万円
	住家の半壊・半焼世帯 （住家の大規模半壊世帯を除く）	10万円
	住家の床上浸水	5万円
受 付	各区厚生部生活課（り災した区以外の区役所でも受け付けます。）	

3 広島県災害見舞金（県の制度）

災害見舞金	住家の全壊・全焼・流世帯	30万円
	住家の半壊・半焼世帯	10万円
受 付	各区厚生部生活課で市災害見舞金等の手続きと同時に行い、県から支給します。（り災した区以外の区役所でも受け付けます。）	

【問い合わせ先】

中区生活課 ☎ 504-2568

東区生活課 ☎ 568-7816

南区生活課 ☎ 250-4103

西区生活課 ☎ 294-6109

安佐南区生活課 ☎ 831-4939

安佐北区生活課 ☎ 819-0575

安芸区生活課 ☎ 821-2804

佐伯区生活課 ☎ 943-9725